

議案 2

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会 傍聴要領 (案)

奈良県障害福祉関係施設指定管理者選定審査会

1 目的

この要領は、奈良県福祉関係施設指定管理者選定審査会の会議の傍聴に関し必要な事項を定めることを目的とします。

2 傍聴の手続

- (1) 会議の傍聴を希望する方は、会場入口で傍聴受付票に必要事項を記入し、受付を行ってください。
- (2) 傍聴の受付は、原則開催予定時刻の20分前から開始し、5分前で終了します。
- (3) 会場への入場は、受付終了後、会長から傍聴の許可を得た後、係員の指示に従い、会場に入室してください。
- (4) 傍聴者の受付は先着順で行い、定員になり次第受付を終了します。
- (5) 会議は原則公開とするが、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）第7条各号のいずれかに該当する情報について審議を行う場合等、委員会の判断により非公開となる場合があります。

3 傍聴定員等について

傍聴者の定員は、原則10名とします。ただし、会場の容量によって定員を変更する場合があります。

4 会場の秩序の維持

- (1) 傍聴者傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が次の5の事項に違反したときは、これを注意し、なおこれに従わないときは、入場拒否または退場していただきます。

5 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

【その1】入場時の事項

- (1) 各事業の審議途中での入場は認めません。
- (2) 凶器、棒等、人に危害を加え又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している方の入場は認めません。
- (3) 酒気を帯びた方、大声を出している方の入場は認めません。
- (4) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をする恐れが明らかにある方の入場は認めません。

【その2】傍聴中の事項

- (1) 会場において、審議に入る前を除き、会議の様態を撮影し、録音等を行うことは認めません。
- (2) 各事業の審議途中での退場は認めません。
- (3) 傍聴者は、傍聴席に着席してください。
- (4) 傍聴者の発言は、認めません。
- (5) 会議中は静かに傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
- (6) 鉢巻き、腕章、たすき、リボン、ゼッケンの類を着用し、又は張り紙、ビラ配布、旗若しくは垂れ幕の類を掲げる等、公然と態度を表明する行為をしないでください。
- (7) 食事又は喫煙をしないでください。
- (8) その他会場の秩序を乱し、会議の公正、円滑な運営に支障となる行為をしないでください。

(附則)

この要領は、平成27年6月23日から施行します。